

庁内企画調整会議設置要綱

(設置)

第1条 総合計画及び主要施策を効果的に推進するため、部間における連携と全庁的な調整機能を図る場として、庁内企画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 調整会議は、総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、消防本部及び教育委員会の次長相当職をもって構成する。ただし、次長相当職が不在の場合は参与職とし、参与職が不在の場合は庶務担当グループ総括主幹を充てることとする。

2 調整会議には、前項に掲げる者以外の職員を出席させることができる。

(会議)

第3条 調整会議は、必要に応じて総務部次長が召集する。

(報告)

第4条 総務部次長は、調整会議の結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、総務部企画調整グループにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。